

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年3月まで

私は、制度が始まった時から夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。船員保険に加入した時もやめた時も役場で手続を行い、納めなければならない保険料は妻の分と一緒に役場で納めていた。妻の分は納付になっているのに、自分の記録が未納とされているのは納得がいかないもので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付し、船員保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間を含めて、国民年金加入期間の保険料が全て納付されていることが確認できることから、上記のとおり、納付意識の高い申立人が、申立期間についても夫婦二人分の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月まで

昭和 62 年 3 月頃に A 市町村役場の職員が自宅を訪問し、国民年金保険料の納付督促を受け、その場で数か月分の保険料として 1、2 万円ぐらい納付し、その後、当該市町村役場の職員に依頼して送付してもらった納付書により、B 銀行 C 支店で 10 万円ぐらい納付した。

これまで国民年金保険料については全て納付したと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 62 年 3 月頃に A 市町村役場の職員が自宅を訪問し、国民年金保険料の納付督促を受け、数か月分の保険料をその場で納付し、その職員に依頼し送付してもらった納付書により、後日、B 銀行 C 支店で保険料を納付した。」と主張しているところ、A 市町村では、「申立期間当時、国民年金推進員を委嘱し、現年度保険料の納付督促及び収納を行っていた。また、国民年金推進員は、被保険者の過年度保険料の納付書を送付するよう、社会保険事務所(当時)に依頼することも行っていたと思われる。」と回答している上、年金事務所では、「B 銀行 C 支店で過年度保険料を納付することは可能であった。」と回答している。

さらに、申立人が A 市町村役場の職員に納付したと記憶する金額及び

その後銀行で納付したと記憶する金額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の申立期間の保険料を納付するに至った経緯及び納付場所等に関する記憶は具体的であり、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、年金事務所から、昭和39年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しているが、同年4月及び同年6月から40年1月までの期間の納付記録が確認できたため、当該9か月分の保険料を還付するとの回答があった。

しかし、私は、昭和41年3月に結婚するまで、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間を国民年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和36年4月に強制加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得した後、39年4月1日に同資格を喪失した記録とされているところ、申立人の兄の証言によると、申立人は申立期間当時、結婚するまで実家で家事手伝いをしており、国民年金の強制加入被保険者資格を喪失すべき理由がうかがえない上、当該被保険者名簿によると、申立人が国民年金の被保険者資格を喪失した後の39年4月、同年6月から40年1月までの国民年金保険料については納付済みと記録されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時、申立人世帯の国民年金保険料を納付していたとされるその母親は、自身及び申立人の兄の保険料について申立期間を含めて完納し、申立期間よりも前の申立人の保険料についても全て納付している

ことから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料についても納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 53 年又はそれ以降に、A 市町村役場の国民年金の担当職員から、国民年金保険料の未納分について納付勧奨を受けたので、数回に分けて納付した。
未納とされている期間については全て納付したと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付（又は免除）していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「昭和 53 年又はそれ以降に、国民年金保険料の未納分について数回に分けて納付した。」と主張しているところ、国民年金被保険者台帳から、申立人は 55 年 1 月以降、44 年 4 月から 46 年 3 月までの申請免除承認期間の保険料を追納し、申立期間の直前の期間の保険料を数回に分割して特例納付していることが確認できることから、申立期間の保険料についても納付したはずであるとの主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA船における船員保険資格の取得日に係る記録を昭和38年4月10日、同資格の喪失日に係る記録を同年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月10日から同年5月20日まで
私がA船でB職として働いたことは、船員手帳に記載があるので間違いはない。船員保険料も控除されていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において、A船にB職として雇い入れられていたことが確認できる。

また、A船の船舶所有者は既に死亡しており、当該船舶に係る船員保険被保険者名簿から確認できる当時の船員についても、連絡先が確認できないことから、当時の状況について聴取することはできないものの、申立人は、当時の乗船の経緯及び操業状況について具体的に記憶している上、申立人が記憶するA船の船員数と、船員保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数とはおおむね一致していることから、当時、当該船舶においては、ほぼ全ての船員が船員保険に加入していたと考えられる。

さらに、A船に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人と同様に被保険者期間が1か月である者が複数みられる。

加えて、申立人は、申立期間の直前の昭和38年4月1日に国民年金の資格を喪失し、直後の同年5月20日に再取得していることが確認できる

上、申立人の妻は、同年4月1日に国民年金の種別を強制から任意に変更していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載された給料の金額及びA船に係る社会保険事務所（当時）の記録から確認できる申立期間において申立人と同種の業務を行っていた同僚の標準報酬月額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A船の船舶所有者は既に船員保険の適用船舶所有者ではなくなっており、当該船舶所有者も死亡しているため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 62 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額訂正されているが、当該減額訂正については全く聞かされていなかった。

申立期間に係る標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 13 年 12 月 28 日の後の 14 年 1 月 10 日付けで、13 年 4 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A 株式会社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の代表取締役は、「標準報酬月額の減額処理に関する届出を行った記憶は無いが、会社が倒産した後に社会保険事務所の職員と打合せしたことは覚えており、その際申立人は出席していなかったため、仮に標準報酬月額が減額されているのであれば、申立人は知らなかったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

また、オンライン記録から、A 株式会社に在籍していた申立人以外の取締役 5 人についても、申立人と同様に遡及した標準報酬月額の減額処理

がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 62 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額訂正されているが、当該減額訂正については全く聞かされていなかった。

申立期間に係る標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 13 年 12 月 28 日の後の 14 年 1 月 10 日付けで、13 年 4 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A 株式会社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の代表取締役は、「標準報酬月額の減額処理に関する届出を行った記憶は無いが、会社が倒産した後に社会保険事務所の職員と打合せしたことは覚えており、その際申立人は出席していなかったため、仮に標準報酬月額が減額されているのであれば、申立人は知らなかったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

また、オンライン記録から、A 株式会社に在籍していた申立人以外の取締役 5 人についても、申立人と同様に遡及した標準報酬月額の減額処

理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 62 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 56 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が減額訂正されているが、当該減額訂正については全く聞かされていなかった。

申立期間に係る標準報酬月額について訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 56 万円と記録されていたところ、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 13 年 12 月 28 日の後の 14 年 1 月 10 日付けで、13 年 4 月 1 日に遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A 株式会社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の代表取締役は、「標準報酬月額の減額処理に関する届出を行った記憶は無いが、会社が倒産した後に社会保険事務所の職員と打合せしたことは覚えており、その際申立人は出席していなかったため、仮に標準報酬月額が減額されているのであれば、申立人は知らなかったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが自然である。

また、オンライン記録から、A 株式会社に在籍していた申立人以外の取締役 5 人についても、申立人と同様に遡及した標準報酬月額の減額処

理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 56 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から同年 3 月まで
私は、申立期間当時、夫婦の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を毎月一緒に町内の納税組合に納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を町内の納税組合を通じて納付していた。」と主張しているところ、A市町村では、「申立人が所属しているB納税組合は国民年金保険料の集金を行っていなかった。」と回答しているとともに、納税組合の受領一覧表からも、B納税組合は国民年金保険料を集金していなかったことが確認できる上、申立人から提出された平成 13 年 1 月 9 日から 15 年 1 月 7 日までの申立人名義のC金融機関D支店の口座取引記録及びオンライン記録から、申立人は、当時、口座振替により国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたことが確認できることから、申立人の主張する納付方法と符合しない。

また、上記の取引記録及びオンライン記録によると、申立人の申立期間の国民年金保険料及びその妻の平成 13 年 12 月から 14 年 3 月までの期間、14 年 10 月の保険料については、残高不足により口座振替がされていないことが確認できる。

さらに、残高不足により口座振替では納付されなかった国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）が過年度保険料の納付書を発行することとされていたところ、オンライン記録から、申立人及びその妻について、平成 15 年 6 月 9 日に納付書が作成されていることが確認できることから、上記の口座振替がされなかった期間に係る保険料の納付書が、申立

人及びその妻にそれぞれ送付されたものと考えられるが、申立人及びその妻は、「社会保険事務所から未納期間の納付書が送付されてきたことは無く、遡って未納期間の保険料を納付したことも無い。」と述べており、当該納付書により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料、平成13年12月から14年3月までの期間及び同年10月の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 平成13年12月から14年3月まで
③ 平成14年10月

私は、20歳になった昭和48年頃、義母に国民年金保険料は納めていた方がいいと言われ、年金だけは納付忘れが無いように努めてきた。30年ぐらい前からは、納税組合を通じて夫婦二人分の付加保険料を含む保険料を一緒に納付していた。また、平成14年頃からは、金融機関の口座からの振替により夫婦二人分の付加保険料を含む保険料を納付してきた。各申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、特殊台帳及び現金納付者名簿の記録から、申立期間①の直前の昭和48年1月から同年3月までの保険料については特例納付として、直後の48年10月から49年3月までの保険料については過年度納付として、それぞれ50年12月23日に納付したことが確認できるところ、申立期間①については、当該納付した時点において、過年度納付については既に時効であり、特例納付についても納付可能な期間(36年4月から48年3月まで)ではなかったことから、納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、上記の期間の国民年金保険料を納付したことについての記憶が曖昧であり、「義母が納付してくれたかもしれない。」と述べている上、申立期間①についても納付した記憶が曖昧である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料を町内の納税組合を通じて納付していた。」と主張しているところ、A市町村では、「申立人が所属しているB納税組合は、国民年金保険料の集金を行っていなかった。」と回答しているとともに、納税組合の受領一覧表からも、B納税組合は国民年金保険料を集金していなかったことが確認できる上、申立人の夫から提出された平成13年1月9日から15年1月7日までの夫名義のC金融機関D支店の口座取引記録及びオンライン記録から、申立人及びその夫は、当時、口座振替により保険料（付加保険料を含む。）を納付していたことが確認できることから、申立人の主張する納付方法と符合しない。

一方、申立期間③については、上記のとおり、申立期間③の前後を通じて口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の主張する納付方法と符合するものの、上記の取引記録及びオンライン記録によると、申立人の申立期間②及び③の保険料及びその夫の平成14年1月から同年3月までの保険料については、残高不足により口座振替がされていないことが確認できる。

また、残高不足により口座振替では納付されなかった国民年金保険料については、社会保険事務所（当時）が過年度保険料の納付書を送付することとされていたところ、オンライン記録から、申立人及びその夫について、平成15年6月9日に納付書が作成されていることが確認できることから、上記の口座振替がされなかった期間に係る保険料の納付書が、申立人及びその夫にそれぞれ送付されたものと考えられるが、申立人及びその夫は、「社会保険事務所から未納期間の納付書が送付されてきたことは無く、遡って未納期間の保険料を納付したことも無い。」と述べており、当該納付書により申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料、申立期間②及び③の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までの期間、平成元年 7 月から同年 10 月までの期間、2 年 10 月、3 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 7 月から同年 10 月まで
③ 平成 2 年 10 月
④ 平成 3 年 1 月及び同年 2 月

昭和 61 年 4 月に国民年金の加入手続の用紙が A 市町村から送付されてきたため、加入手続を行った。当時は、まだ職に就いておらず、国民年金保険料は母が役場で現金納付していた。1 か月でも未納があると、役場より督促状が送付されていたので、必ず納付していたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 61 年 4 月に、A 市町村役場から国民年金の加入手続の用紙が送付されてきたため、加入手続を行い国民年金保険料も納付していた。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは 62 年 7 月 10 日であり、申立人が所持する年金手帳及び A 市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、同年 8 月 27 日に資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、申立人は国民年金に加入していないため、申立人の母親は、申立期間①の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

また、現在のオンライン記録では、申立期間①については、国民年金加入期間とされているが、当該期間が国民年金の加入期間とされたのは、平成 12 年 12 月 14 日に社会保険事務所（当時）が申立人の被保険者記録を

訂正処理した以降であり、当該訂正処理した時点では、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない上、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②から④までの期間について、申立人は、「国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、これらの期間はいずれも厚生年金保険の資格を喪失した後、再度、厚生年金保険の資格を取得するまでの期間であるが、申立人は、国民年金の再加入手続を行った記憶が無い上、A市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、昭和62年度の次の年度は平成6年度となっており、申立期間②から④に係る検認記録欄が作成されていないことから、厚生年金保険の資格を喪失した各時点では国民年金の加入手続を行っておらず、平成6年5月に国民年金に再加入した時点で、遡及して申立期間②から④までの期間について資格を取得したことがうかがえる。

また、平成6年5月に遡及して資格を取得した時点で、申立期間②から④までの国民年金保険料は、時効により納付することができなかったことが確認できる。

このほか、申立期間①から④までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで

私の年金記録について A 市町村に照会したところ、昭和 60 年 2 月 15 日に、夫が厚生年金保険に加入していることを確認した上で、同年 2 月 5 日付けで国民年金被保険者資格を喪失している旨の説明を受けた。

しかし、夫は、昭和 50 年 12 月から現在まで同一の事業所において継続して厚生年金保険に加入しており、私は、54 年 1 月 9 日に国民年金に加入してから第 3 号被保険者制度の開始まで、任意加入被保険者として国民年金保険料を納付していた。また、当時は、毎月、A 市町村の窓口で納付していたと記憶している。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無く、当該手続を行う理由も見当たらない。」としている。

しかしながら、A 市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 54 年 1 月 9 日に被保険者資格を取得し、60 年 2 月 5 日に喪失した旨の記録が確認できるところ、上記の申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格喪失欄には、「60. 2. 5」、「夫厚年加入」の記載及び「60. 2. 15」の日付の押印が確認でき、A 市町村では、「国民年金の被保険者資格を喪失したい旨の届出があり、本人が任意加入被保険者であることを確認するために、夫が厚生年金保険の被保険者であることを確認した結果を記載したものと考えら

れる。」と回答している上、申立人の夫は、厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立人が、当該時点において、国民年金の被保険者資格を喪失することに事務処理上の不自然さはいかたがえない。

また、A市町村では、「国民年金第3号被保険者制度が開始された当時、国民年金の任意加入被保険者については昭和61年1月31日までに、任意加入していない者については同年4月1日以降に、それぞれ第3号被保険者該当届を提出するように広報していた。」としているところ、申立人の第3号被保険者該当届は、同年4月25日に届け出られていることが、A市町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から55年1月まで

私は、昭和54年11月にA株式会社を退職した時、妻から、B市町村役場に行って国民年金保険料を納付してきたと言われたことを記憶している。几帳面な性格の妻が全て行ってくれたと思っていた。C市町村での国民年金の加入手続きも私は一切行っていないので、妻が行ってくれたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が昭和54年11月にA株式会社を退職した時、妻から、B市町村役場に行って私の国民年金保険料を納付してきたと聞いた記憶がある。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは58年2月19日であり、57年3月21日まで遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人の妻は、「B市町村役場において申立人の国民年金の加入手続きを行った記憶が無い。」と述べている上、申立人が所持する年金手帳には初めて国民年金の被保険者となった日として昭和57年3月21日と記載されているなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの期間及び48年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から46年3月まで
② 昭和48年4月から50年3月まで

申立期間①について、A市町村からB市町村（現在は、A市町村）に転居した際、B市町村役場C支所の国民年金の担当者から、国民年金保険料の未納分について納付勧奨を受けたので、妻が同支所の窓口で未納分を遡って一括納付した。

申立期間②について、地区の婦人会が自宅に集金に来ていたので、妻が毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に対し、A市町村及びB市町村においてそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、最初にA市町村において昭和41年12月23日に払い出され、同年4月1日に遡及して資格を取得していることが確認できるが、当該払出簿に記載された申立人に係る備考欄に「不在 48. 4. 1」と記載されていることから、48年4月1日以降、A市町村において居住が確認できない不在被保険者として管理されていたことがうかがえる。

また、住民票から、申立人は昭和46年8月7日にB市町村に転入していることが確認できるところ、同市町村において新たな手帳記号番号が50年3月10日に払い出され、同年4月1日に資格を取得していることが確認できることから、申立人は、B市町村に転入した後、A市町村で加入

していた国民年金の住所変更手続を行わなかったため、新規取得者として取り扱われたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所（当時）からB市町村に対し、国民年金被保険者住所変更通知書が昭和52年7月19日に通知され、A市町村に係る国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の住所変更欄に「出 52. 7. 19 B市町村」と記載されていることから、その後、B市町村において払い出された手帳記号番号を取り消し、その国民年金の加入記録を、A市町村において払い出された手帳記号番号に統合する処理が行われたことが確認できる。

これらのことから、申立期間①及び②当時、申立人は、B市町村において国民年金に加入していないため、同市町村において当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の妻は、「B市町村に転居した頃、同市町村役場C支所で遡って納付した。」と主張しているが、当該期間の保険料は過年度保険料であり、A市町村では、「B市町村役場では過年度保険料を収納することがなかった。」と回答している上、申立人が納付したとする昭和46年8月の時点で、制度上、44年6月以前の保険料は時効により納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 61 年 4 月まで

昭和 60 年 10 月に A 都道府県から B 市町村に転居した際、B 市町村役場から国民年金保険料の未納分の納付書が届いたので、保険料を納付した記憶がある。

申立期間に係る領収書は所持していないが、未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 60 年 10 月に B 市町村に転居した際、B 市町村役場から国民年金保険料の未納分の納付書が届いたので、申立期間の保険料を納付した。」と主張しているが、同市町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の同市町村への国民年金の転入処理が行われたのは 60 年 12 月 3 日であることが確認できることから、同年 12 月時点において、申立期間のうち 58 年 9 月以前の保険料は既に納付の時効となっており、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される上、申立期間②のうち 58 年 10 月から 60 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であったが、B 市町村では、「過年度保険料の納付書は社会保険事務所（当時）で発行していたので、当市町村で発行し送付することはなかった。」と回答している。

また、上記の申立人に係る国民年金の B 市町村への転入処理が行われた昭和 60 年 12 月時点において、申立期間②のうち昭和 60 年度の国民年金保険料については現年度納付が可能であり、B 市町村の回答から、申

立人に対し当該年度に係る納付書が発行されていたことがうかがえるものの、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人の元夫も、当該期間を含む国民年金加入期間の保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月頃から23年3月1日まで
② 昭和23年9月1日から24年10月頃まで

私の年金記録では、A株式会社B営業所C事業所での厚生年金保険加入期間は昭和23年3月1日から同年9月1日までとなっているが、私が同事業所で勤務した期間は、22年2月頃から24年10月頃までであったはずである。

申立期間①について、私は、先にA株式会社B営業所D事業所に勤務していた姉と同じ社員寮に住んでいた。また、申立期間②について、私は、C事業所の閉鎖に伴い、同事業所を退職したと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社E支店では、「当時の資料が無く、申立人の申立期間①に係る勤務実態については確認できない。」と回答しているものの、申立人の姉は、「私が同社B営業所D事業所に勤務していた頃、後から妹が入社し、妹はC事業所に配属された。私は昭和23年の春頃に退職したが、それまでの数か月間は、妹と同じ会社の社員寮に入居していた。」と証言していることから、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間①当時、同社同営業所C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人がA株式会社B営業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和23年3月1日と同日付けで女性社員10人が資格を取得しているところ、それよりも以前の女性の資格取得者

は確認できない上、21年7月15日から22年10月1日まで厚生年金保険の適用事業所であった同社同営業所C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても女性の資格取得者は確認できない。

また、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した前述の女性10人の中には、申立人が自身よりも前からA株式会社B営業所C事業所に勤務していたと記憶する同僚一人が含まれているほか、同社同営業所に勤務していた者は、「私は、昭和22年12月に入社したが、当時、A株式会社ではF国民健康保険組合に加入しており、当該国民健康保険の資格取得は入社と同時であったが、厚生年金保険には加入させていなかった。私よりも前から勤務していた6人の女性社員も、私と同日付けで厚生年金保険に加入している。」と証言していることから、当時、同社では女性社員については、23年3月1日以前は厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の女性社員は、「昭和23年3月1日に厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べている。

- 2 申立期間②について、申立人は、「年金記録では、A株式会社B営業所C事業所での資格喪失日が昭和23年9月1日とされているが、私が同社同営業所同事業所を退職したのは、24年10月頃と記憶している。」と主張している。

しかしながら、A株式会社E支店では、「申立期間②当時の申立人の在籍の有無を確認できる資料は無い。」と回答している上、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に同社同営業所C事業所に勤務していたことが確認できる者から聴取したが、申立人が申立期間②当時、同社同営業所同事業所に勤務していたことが確認できる証言は得られない。

また、申立人は、「A株式会社B営業所C事業所が閉鎖されることになり退職した。その時一緒に退職した同僚一人を記憶している。」と述べているところ、当該同僚は、同社同営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日の昭和23年9月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A株式会社E支店では、「E支店B営業所C事業所は、現在も営業しており、閉鎖した事実はない。」と回答しているところ、同社同営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当時、同営業所同事業所に在籍していたことが確認できる8人のうち、申立人及び上記の同僚の女性を含めた6人が昭和23年9月及び同年10月に資格を喪失していることが確認できる上、複数の元社員が、「申立期間②当時は、C事業所に隣接するD事業所管内に大きな現場があっ

たので、多数の社員をそちらに配置するような人員調整があった。」と証言している。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。